

令和4年度

市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金のご案内

家庭における地球温暖化対策促進のため、自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した市民の方に、補助金を交付します。

1. 申請受付期間 令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）

※上記期間内に着工し完了したものを、先着順に受付し、補助可能額が無くなった時点で受付を終了します。

※同日に申請されたものについては、抽選により受付順を決定します。

2. 補助対象設備・補助金の額

補助対象設備	補助金の額
住宅用太陽光発電システム （※新築は対象外） ◎詳しくは「申請書類チェックシート」及び「Q&A」を参照してください。	設置する太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1kWあたり2万円を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨て）とし、9万円を限度とします。

～補助金額の計算例～

○最大出力3.835kWの太陽光発電システムを設置した場合

小数点以下第3位を四捨五入し、3.84kW

$3.84 \text{ kW} \times 2 \text{ 万円} = 7.68 \text{ 万円}$ → 千円未満を切り捨てし、補助金額は7.6万円

○最大出力4.5kWの太陽光発電システムを設置した場合

$4.5 \text{ kW} \times 2 \text{ 万円} = 9 \text{ 万円}$ → 補助金額は9万円

○最大出力5.5kWの太陽光発電システムを設置した場合

$5.5 \text{ kW} \times 2 \text{ 万円} = 11 \text{ 万円}$ → 上限9万円を超えているため、補助金額は9万円

3. 補助対象者<以下の要件をすべて満たす方が対象になります。>

(1) 次に掲げる住宅に発電システムを設置しようとする事。

- ①発電システムの設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していること。
- ②「市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書」を提出する日までにエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムのいずれかが設置されていること。

【エネルギー管理システム（HEMS）】

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて、電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

(2) 「交付申請書」を提出する日までに、当該申請書に記載された発電システムの設置場所に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 発電システムを設置する住宅を所有していない、又は共有している場合は、当該住宅を所有している方、又は共有者全ての同意を得ていること。

(5) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含む。）に、自己の費用をもって発電システムの設置工事を着工し、かつ完了すること。

(6) 過去に同一の住宅において、本人又は本人と同一の世帯に属する方が「市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金」の交付を受けていないこと。
ただし、過去に、補助金の交付を受けた方と異なる世帯を構成する方が発電システムを設置する場合は対象となります。

(7) 発電システムの設置後、設備効果に関する市の調査に協力できること。

4. 住宅用太陽光発電システムの要件

<以下の要件をすべて満たす設備が対象になります。>

- (1) 電気事業者と発電システムにより発電した電気について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条第1項に規定する特定契約を締結していること。（例：電力受給契約などの締結）
- (2) 未使用品であること。
- (3) 建築物及び電気設備に関する関係法令に準拠していること。
- (4) 住宅用の低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであること。
- (5) 太陽電池の出力を監視すること等により、全自動運転（自動起動及び自動停止をいう。）を行うものであること。
- (6) 発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）のいずれか小さい方が10kW未満であること。
- (7) 次のいずれかに該当する太陽電池モジュールを使用していること。
 - ① 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ② 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。
 - ③ 日本産業規格又は国際電気標準会議の標準規格のうち、性能及び安全性に関する必要な規格に適合していると市長が認めるもの

5. 申請手続きの流れ（※工事着工：令和4年4月1日以降のもの）

(1) 交付の申請（申請者 → 市）

設置工事完了後、令和5年2月28日までに、「市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（第1号様式）」に必要書類を添付し、市原市役所第2庁舎5階「環境管理課」へ持参又は郵送により、提出してください。（※各支所での受付は行っておりません。）

必要書類が揃っていない場合は受付ができませんので、「申請書類チェックシート（太陽光）」及び「Q&A（太陽光）」により必要書類の確認をし、提出してください。

- ※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。
- ※申請日は書類を受付した日付になります。
- ※FAX・Eメール・データ持込みでの申請は受けません。

(2) 交付の決定（市 → 申請者）

市から交付決定した方へ、申請された日から約1か月で「交付決定通知書」を送付します。（補助要件を満たしていない方へは、「不交付決定通知書」を送付します。）

(3) 補助金の交付処理（市 → 申請者）

交付決定を受けた方は、決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、「市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（第4号様式）」をご提出ください。

交付請求書を基に、口座振込みを行います。なお、交付請求書は、申請書類と併せて提出することも可能です。

提出する際は、銀行名や支店名等に間違いがないかご確認ください。

申請から補助金が交付されるまで、約2か月です。

(4) 提出書類

①市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（第1号様式）

②市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（第4号様式）

【添付書類】

③工事請負契約書等の写し

- ・契約の当事者及び契約金額、金額の内訳が明記されているもので、申請者と工事請負契約書の申込者又は売買契約書の発注者が同一であることが条件です。

④費用の内訳が分かるもの

- ・内訳（見積書等）を添付して下さい。

⑤発電システムの設置に係る領収書の写し

- ・領収書の宛名が申請者の氏名（フルネーム）と同一であること。
- ・契約書と領収書に記載の請負業者名が同一であること。

※領収金額に発電システム以外の工事が含まれる場合、発電システムの設置工事等の金額を付記してください。

⑥発電システムに係る設備の技術仕様及び未使用品であることが確認できる書類の写し

- ・カタログのコピー等、型式、形状など仕様が確認できる書類
- ・太陽光モジュールの出力対比表
- ・パワーコンディショナーが未使用と分かるものとして、【ア～ウ】のいずれか1つ
ア：パワーコンディショナーを含む保証書又は出荷証明書
イ：検査成績書（検査日が記載されたもの）
ウ：パワーコンディショナーの外装貼付のバーコード

⑦発電システムの設置図面

- ・発電システムの設置位置と太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真

⑧発電システムの設置状況を確認できる状況写真

- ・建物全体が確認できる写真
- ・設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真

⑨太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに、システムを設置する住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類の写し（下記のいずれか1つ）

- ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋にかかわるもの）、又は納税通知書などの写し
- ・検査済証（検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること）
- ・建築工事が完了し、足場が取れていることが確認できる家屋の全景と、太陽光発電システムの設置予定場所に設備が設置されていない状態が確認できる屋根等の写真

⑩エネルギー管理システム（HEMS）または定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置状況を確認できる書類

- ・蓄電池の場合は、出荷証明書又は保証書の写し
- ・HEMSの場合は、設備の仕様が確認できる書類（カタログ、製品ホームページなどの写し）と下記の【ア～ウ】のいずれか1つ
 - ア：出荷証明書の写し
 - イ：保証書の写し
 - ウ：機器の設置写真

⑪住民票の写し ※申請者の同意により提出を省略できます。

⑫納税完納証明書または非課税証明書 ※申請者の同意により提出を省略できます。

⑬電気事業者と締結した発電システムにより発電した電力に係る特定契約の写し（下記のいずれか1つ）

- ・「特定契約締結完了のお知らせ（メール）」又は「落成受付完了のお知らせ（メール）」の写し（※メールの宛先が申請者でない場合は、「接続契約のご案内」の写しを併せて提出）
- ・「系統連携完了のお知らせ（メール）」の写し（※メールの宛先が申請者でない場合は、「接続契約のご案内」の写しを併せて提出）
- ・「申込詳細情報表示」画面の写し
- ・「購入実績お知らせサービス」画面の写し
- ・東京電力パワーグリッド(株)発行の「特定契約のご案内」の写し

⑭発電システムを設置する住宅を申請者が所有していない、又は共有の場合は、当該住宅の所有者、又は共有者の同意書。

※同意書の様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。

6. その他注意事項

(1) 申請受付は、令和4年4月1日（金）～ 令和5年2月28日（火）の8:30から17:15まで

※ただし、土曜日・日曜日・祝日及び12月29日（木）から1月3日（火）を除く

(2) 予算の残額を2週間ごとに、市ホームページでお知らせします。

なお、予算の20%を下回った日からは毎日更新します。

(3) 申請書類の作成等の際は、以下の点にご留意ください。

① 消せるボールペンは使用しないでください。

また、鉛筆書きは清書し、下書き、マル印等は消した上でご提出ください。

② 設置工事の内容などにより、「申請書類チェックシート（太陽光）」に記載以外の書類の提出を求める場合がありますので、期限日に余裕を持って、提出してください。

③ 代行者による申請の場合は、代行者の氏名・連絡先等を「市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（第1号様式）」に記載してください。

④ 記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。

⑤ 一度受付し審査をした申請書類において、住民登録や税の納付状況等に不備があり不交付決定とした場合、申請書類の返却はできませんのでご注意ください。

なお、再度申請書類を作成し提出することは可能です。

申請・問い合わせ先：市原市 環境部 環境管理課（第2庁舎5階）

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

TEL：0436-23-9867 FAX：0436-24-1204

市原市ホームページ（様式・記入例のダウンロードができます）

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6244349216ccd70f95c4f305>